

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 10

発行：山口県教育委員会

令和3年8月17日

1 テーマ

「児童生徒性暴力等（わいせつ行為等）」について

令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、今後、施行されることとなりました。昨今、教員のわいせつ行為については、世間からも厳しい目を向けられており、厳罰化や二度と教壇に立たせないことを求める声が上がっています。

2 事例（28年前のわいせつ行為）

1993年当時、中学3年生だった女性が男性教諭からわいせつ行為を受け、その後約5年間にわたり同様の行為を受け続けた。被害女性は大人になってそれが「性暴力」だと気づき、2019年に裁判所に提訴。教諭は否定したが、2020年に高裁判決で「性的行為があった」と認定され、2021年、市教委が再調査をし、教諭を懲戒免職処分とした。

※昨年度本県でも類似事案（7年前の対生徒わいせつ行為発覚）あり

これは他の都道府県の事案ですが、テレビや新聞等で大きく報道されました。被害者の女性は被害を自覚してからPTSDを発症しています。また、当時は教諭への信頼から「被害を被害だと認識できなかった」と言っています。このように、精神的・社会的に未熟な児童生徒へのわいせつ行為は、何年経っても被害者の心に大きな傷を残し、苦しめ続けます。

教育職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒の人権を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものです。児童生徒の教員への信頼を利用し、また児童生徒からの好意や同意があるからといってわいせつ行為に及ぶことは、教育に携わる者として絶対に許されることではありません。

3 国の動向

○ 官報情報検索ツールによる過去40年分の教員の懲戒処分歴の検索・確認が可能に（R3.2.26） ※令和2年10月までは3年分

○ 官報に懲戒処分となった教員の処分理由（わいせつ行為等）を明示（R3.4.1）

○ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の公布（R3.6.4）

・ 児童生徒性暴力等の定義

「わいせつ行為」「児童買春」「下着や裸の撮影」等はもちろんのこと、「性的羞恥心を害する言動」も児童生徒性暴力として定義

・ 児童生徒性暴力等による免許失効者の氏名や処分理由を登録するデータベースを整備

・ 教員免許の再交付については都道府県教育委員会に審査会を置き、可否について判断

4 振り返ってみましょう

児童生徒と私的にメールやSNS等でやり取りをしたり、私的に会ったりしていませんか。

部活指導等において、マッサージなどと称して児童生徒の身体に触れていませんか。

児童生徒に対し、性的なからかいや冗談を言ったり、性的な内容の会話をしたりしていませんか。

「これぐらいはいいだろう」「相手が好意をもっている（同意の上である）」「同性であれば大丈夫」等の思い込みはありませんか。

※このようなことから、わいせつ行為やセクハラ行為につながりかねないことを認識しましょう。